

筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 観光客の誘致を図るため、観光を目的とした筑後市外からの観光バスツアーを企画する旅行事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定により旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録されているものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 筑後市外からのバスツアーであって、バス1台につき15名以上の参加者（乗務員及び添乗員を除く。）があること。
- (2) 別表の左欄に掲げるバスツアーの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に規定する行程の条件を満たすこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、日帰りツアーについてはバス1台につき1万円とし、宿泊ツアーについてはバス1台につき2万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、バスツアーの出発日の4月前から1月前までの間に筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付申請書（様式第1号）に行程表及び筑後市観光協会会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類を添付して、会長に申請しなければならない。

2 申請の上限台数は、1事業者につき10台までとする。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）

は、当該決定に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、その内容等を記載した筑後市周遊観光バスツアー造成事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により会長の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の内容変更等を承認したときは、筑後市周遊観光バスツアー造成事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに筑後市周遊観光バスツアー造成事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して会長に報告しなければならない。

- （1）筑後市周遊観光バスツアー観光施設等立ち寄り証明書（様式第6号）
- （2）筑後市周遊観光バスツアー宿泊証明書（様式第7号。宿泊ツアーに限る。）

（補助金の額の確定）

第9条 会長は、前条の規定による報告があった場合は、当該報告に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（交付の取消し）

第11条 会長は、補助金の交付の決定後又は確定後において、申請若しくは報告の内容に虚偽が認められるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 筑後市に緊急事態宣言・まん延防止等重点措置など外出自粛要請が発出された場合、その期間に発着するツアーは、たとえ交付決定後であっても助成の対象外とする。

3 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置など外出自粛要請が発出された地域を行程に含むツアーは、たとえ交付決定後であっても、発出期間中は助成の対象外とする。

（補助金の返還）

第12条 会長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第13条 交付確定者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管するものとする。

(事業の終了)

第14条 補助金の交付決定額が当該年度予算に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

バスツアーの種類	バスツアーの種類 行程の条件
日帰りツアー	第8条第1号の証明書の作成が可能な筑後市内のイベント、対象とする観光施設、文化施設、土産物店、農産物直売所又は飲食店等を2箇所以上利用すること。飲食店を利用する場合は、一人1,000円以上の利用があること。
宿泊ツアー	第8条第2号の証明書の作成が可能な筑後市内の対象とする宿泊施設に宿泊するとともに同条第1号の証明書の作成が可能な観光施設等を2箇所以上利用すること。

※上表「対象とする」とは、筑後市観光協会会員登録事業所(施設)を指す。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付申請書

筑後市観光協会 会長 様

申請者 所在地
名 称
代表者 印
旅行業登録番号
部署・担当者
電話番号

____年度において、下記のとおり、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

ツアーの名称等	
実施予定日	年 月 日から 年 月 日まで
募集人数	人（乗務員・添乗員を除く。）
立ち寄り観光施設・	①
イベント・飲食店名	②
宿泊施設名	
備考	

※ 添付書類 ツアー行程表（日時、観光施設、宿泊施設等が確認できるもの。）

様式第2号（第6条関係）

筑観令 第 号
年 月 日

様

筑後市観光協会 会長 印

筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）したので、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

1 ツアーの名称等

2 補助金交付決定額 円

3 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更(会長が認める軽微な変更を除く。)する場合には、会長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。

※

却下理由	
------	--

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

筑後市周遊観光バスツアー造成事業変更(中止・廃止)承認申請書

筑後市観光協会 会長 様

申請者 所在地
名 称
代表者 印
旅行業登録番号
部署・担当者
電話番号

年 月 日付け筑観令 第 号をもって交付決定された補助事業について下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、承認くださるよう申請します。

記

- 1 ツアーの名称
- 2 補助事業変更(中止・廃止)内容
- 3 補助事業変更(中止・廃止)理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

様

筑後市観光協会 会長 印

筑後市周遊観光バスツアー造成事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については承認しましたので、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 補助事業変更後の交付決定額 円
- 2 補助事業変更前の交付決定額 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

筑後市周遊観光バスツアー造成事業実績報告書

筑後市観光協会 会長 様

申請者 所在地
名称
代表者 印
旅行業登録番号
部署・担当者
電話番号

年 月 日付け筑観令 第 号をもって交付決定された補助事業については完了したので、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

ツアーの名称等	
実施予定日	年 月 日から 年 月 日まで
募集人数	人（乗務員・添乗員を除く。）
立ち寄り観光施設・	①
イベント・飲食店名	②
宿泊施設名	
備考	

※添付書類

筑後市周遊観光バスツアー観光施設等立ち寄り証明書（様式第6号）

筑後市周遊観光バスツアー宿泊証明書（様式第7号。宿泊ツアーに限る。）

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

筑后市周遊観光バスツアー観光施設等立ち寄り証明書

観光施設等	所在地 名称及び 代表者氏名 印
-------	---------------------------

ツアーの名称等	
旅行事業者名	
立ち寄り日	年 月 日
立ち寄り人数	人（乗務員・添乗員を除く。）

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

筑後市周遊観光バスツアー宿泊証明書

宿泊施設	所在地 名称及び 代表者氏名 印
------	-----------------------------------

ツアーの名称等	
旅行事業者名	
立ち寄り日	年 月 日
立ち寄り人数	人（乗務員・添乗員を除く。）

様式第8号（第9条関係）

筑観令 第 号
年 月 日

様

筑後市観光協会 会長 印

筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け筑観令 第 号をもって交付決定した補助事業については、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱第9条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

1 ツアーの名称等

2 補助金交付決定額 円

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付請求書

筑後市観光協会 会長 様

請求者 所在地
名 称
代表者 印
旅行業登録番号
部署・担当者
電話番号

年 月 日付け筑観令 第 号をもって交付確定された補助事業について、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 ツアーの名称等

2 補助金交付請求額 円

3 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座（○をつけること）
口座番号	
フリガナ 口座名義人	